

## ① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

### 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

#### 3.1 総 則

- (1) この基準は、仙台市開発指導要綱（昭和47年市長決）（以下「開発要綱」という。）に基づく消防施設及びはしご車の消防活動の確保に関する最低基準を定めることを目的とする。
- (2) この基準において、次のアからクに掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
- ア 消防施設 消火栓、防火水槽、消防水利標識、防火水槽専用用地（以下「専用用地」という。）、はしご車の進入経路及び部署位置の総称をいう。
- イ 消防水利 消防水利の基準（S 39.12.10国告7）2②に規定する消火栓及び防火水槽をいう。
- ウ 消火栓 消防水利の基準3②に適合するものをいう。
- エ 防火水槽 消防水利の基準3①に適合するものをいう。
- オ 私設防火水槽 防火水槽のうち個人で維持管理するものをいう。
- カ はしご車 はしご付消防自動車（ポンプ付を含む。）、屈折はしご付消防自動車（ポンプ付を含む。）、高所放水塔車及び大型高所放水車をいう。
- キ 進入路 はしご車が、開発行為区域（以下「開発区域」という。）の4階以上の予定建築物（以下「予定建築物」という。）又は4階以上の建築物（以下「中高層建築物」という。）に至るまでの道路、通路、空地等をいう。
- ク 部署位置 開発区域の予定建築物又は中高層建築物における消防活動のために、はしご車がはしごを有効に伸梯できる地上部分をいう。
- (3) 防火水槽、消防水利標識、専用用地はすべて仙台市に帰属する。ただし、私設防火水槽についてはこの限りでない。
- (4) 開発要綱及びこの基準における消防施設の指導は、警防部警防課長が行うものとし、開発行為にかかわらないはしご車の活動の確保に関する指導は、中高層建築物を管轄する消防署の署長（以下「署長」という。）が行うものとする。
- (5) 警防部警防課長は、防火水槽の設置及びはしご車の進入路及び部署位置（以下「進入路等」という。）の設置に関して、予防部予防課長又は開発区域を管轄する署長と必要に応じて協議するものとする。

### 3.2 消防水利

- (1) 消防水利の基準4①及び②に規定される距離の範囲内に開発区域が入るよう、消火栓を配置しなければならない。なお、同条①別表における平均風速区分は、年間平均風速が4m毎秒未満のものを適用する。
- (2) 開発区域又はその周辺において、消火栓を設置できない場合は防火水槽を設置するものとする。

### 3.3 消火栓

- (1) 消火栓の設置基数は、消防水利の基準4に基づき指導する。ただし、当該消火栓の包含範囲内に幹線道路、河川、踏切、擁壁、崖、建築物等ホースを延長することが困難な部分があるときは、消火栓を増設させることができる。
- (2) 構造
  - ア 構造は、地下式単口とし、水抜栓等凍結防止対策が施されていなければならない。
  - イ 構造の詳細は、水道局開発行為指導主管課の指導によるものとする。
- (3) 設置箇所
  - ア 設置箇所は、公道又は歩道上とし、消防ポンプ自動車（水槽付を含む。以下同じ。）が2m以内に接近、取水できる場所でなければならない。
  - イ 歩道上設置で2m以内の消防ポンプ自動車の接近が不可能となる場合は、歩道の切下げ等により接近等を可能としなければならない。
  - ウ 歩道上設置で車両乗入部には設置してはならない。
- (4) 消火栓は、口径150mm以上の配水管に設置するものとする。ただし、給水需給等から口径150mm以上の配水管が敷設されていない場合は、協議により口径75mm以上の配水管に設置することができる。
- (5) 消火栓の設置基数、位置等は、必要に応じて水道局開発行為指導主管課と協議するものとする。

### 3.4 防火水槽

- (1) 防火水槽は、消防水利の基準4③の規定に基づき、次のアからエのいずれかに該当する場合に設置しなければならない。
  - ア 開発区域の面積が、3.0haを超えるとき。
  - イ 開発区域内における建築物の計画戸数が、100戸を超えるとき。
  - ウ 開発区域の面積が、1.5ha以上又は計画戸数が50戸以上の場合で隣接する既存開発区域の面積又は計画戸数それぞれ合算して前ア又は前イに該当し、かつ、地形上当該既存区域と連たんし、一体の宅地を構成していると

## 1 II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

九〇

エ 消防水利の整備計画に関する基本計画において、防火水槽の設置が必要と消防局が認めるとき。

- (2) 前(1)アの場合において、消防局が必要と認める場合、3.0haを超えるごとに、さらに1基以上の防火水槽を増設するものとする。

(3) 防火水槽の容量は、40m<sup>3</sup>級以上でなければならない。

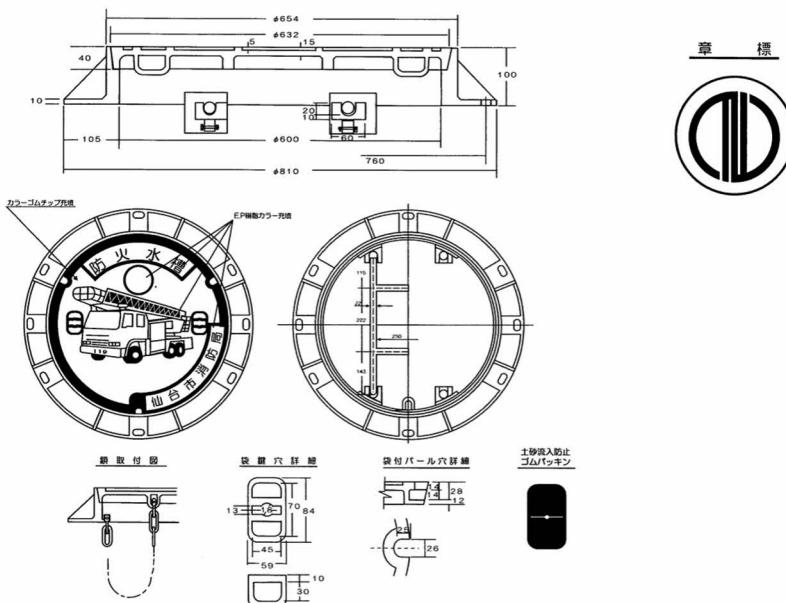
(4) 防火水槽は、（一財）日本消防設備安全センターの認定した耐震性貯水槽（以下「認定品」という。）としなければならない。ただし、これによりがたいときは、別途協議すること。

(5) 防火水槽は、地下式とする場合、土かぶりは1mを標準とする。ただし、設置場所の状況等により変更することができる。

(6) 鉄蓋  
ア 鉄蓋は、3.4図1の人孔鉄蓋構造図に準じたものとし、転落防止用はしごを付けるものとする。

### 人孔鉄蓋構造図（参考）

S=Free



※公園以外に設置する場合には、カラーゴムチップ充填に換え樹脂カラー充填とする。

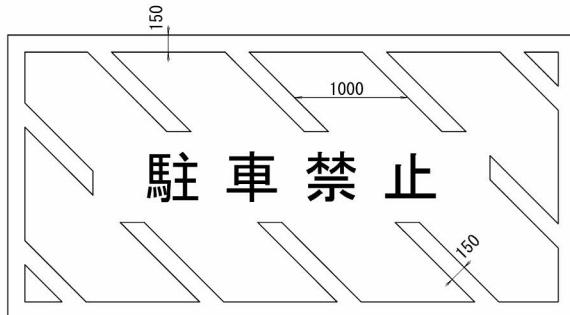
## ① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

- イ 前アにおいて、表面仕上げ方法、耐荷重の仕様はその都度協議すること。  
なお、鉄蓋の設置については、据付後5cm以上の嵩下げ調整が容易にできる構造とするものとする。
- (7) 防水処理は、浸透性吸水防止剤（セリノール等）又は防水モルタル2層塗りとし、マンホール先端（頂板を除く。）まで行うものとする。ただし、これ以外の方法で防水性能が確保できる場合は、この限りでない。
- (8) 吸管投入口の位置  
ア 吸管投入口は、消防ポンプ自動車が2m以内に接近できる位置でなければならない。
- イ 前アにおいて、2m以内に接近できない場合、採水口に替えることができる。なお、採水口の仕様は別途協議すること。
- (9) 設置用地  
ア 設置場所は、公園用地、公益施設用地、緑道、緑地等の公的用地とするものとする。
- イ 公的用地に設置する場合、関係者（公園管理者等）と事前に協議し同意を得なければならない。
- (10) 専用用地  
ア 前(9)に掲げる公的用地の確保が困難な場合は、専用用地（以下(10)において「用地」という。）を確保するものとする。
- イ 用地は、隣接地と区別するため境界杭を埋設しなければならない。また、高さ1.2m以上のメッシュフェンス等で囲み、消防ポンプ自動車の出入り口には、一般車両が進入できない車止め等を設置しなければならない。
- ウ 用地は、防火水槽の各外壁より50cm以上の離隔を確保した面積とするものとする。
- エ 用地の1辺以上は、公道（公道に帰属予定地を含む。）に隣接していなければならない。この場合において、そのうちの1辺は、吸管投入口に最も近い辺が含まれていなければならない。
- オ 用地内には、ベンチ、植栽等が存してはならない。ただし、宅地の状況等によりベンチ等の設置を認めることができる。
- (11) 防火水槽の設置用地には、鉄蓋の視認をさまたげるおそれのある草木等を繁茂させないよう、用地全面に、厚さ5cm以上のアスファルト舗装を行うものとする。
- (12) 私設防火水槽

## ① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

ア 防火水槽の設置用地として公的用地及び専用用地の確保が困難な場合は、開発行為申請者等（以下「申請者」という。）が所有する用地への設置を認めるものとする。この場合において、当該防火水槽は私設防火水槽とし、申請者が維持管理をしなければならない。

イ 駐車場等に設置するときは、路面表示を3.4図2により行うものとする。



### 備考

- 1 単位：mm
- 2 区画線は白色塗装とする。（文字の有無は協議するものとする。）
- 3 文字の大きさ及び向きは任意とする。
- 4 縦横寸法は、吸管投入口の位置により判断し指導するものとする。

3.4 図2

ウ 都市計画法33②の規定により設置したものである旨を、私設防火水槽周辺の適切な位置に3.4様式1により標示しなければならない。

### 3.4 様式1

標示板 （材料はアルミ板、ステンレス板等とする。）

20cm以上	<p>この防火水槽は、都市計画法第33条第2項に基づき、仙台市消防局の指導を受けて設置したものです。</p> <p>撤去等の廃止においては、仙台市消防局の同意が必要です。</p> <p>年　月　日</p> <p>管理者</p>
	40cm以上

エ 法21①の規定による指定消防水利とするため、3.4様式2の消防水利指定承諾書を、完成検査合格後速やかに提出しなければならない。

## 3.4 様式2

## 消防水利指定承諾書

(あて先) 仙台市消防局長

事前協議願出人

住所

氏名

消防法第21条第1項に基づく消防水利に指定することを下記のとおり承諾します。

記

## 1 消防水利の指定期間

年 月 日から消防水利として使用不能な状態になったときまで。

## 2 消防水利の所在地・種別・容量・口径等

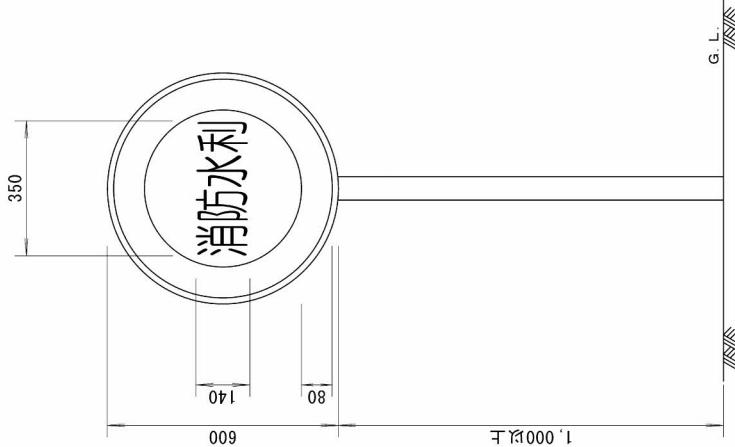
所 在 地	水利種別	容量	配管口径	備考
仙台市 区				

## 3 その他

- 仙台市開発指導要綱により、 年 月 日に成立した事前協議に基づく水利施設であるため、消防局の同意なしに廃止しません。
- 水量が常時40m<sup>3</sup>確保できるように維持管理します。  
(以下は、必要に応じて記載または削除すること)
- 緊急時に消防水利使用のため、出入口チェーンを切断することについて同意します。
- 緊急時に切断した出入口チェーンは、所有者（管理者）において復旧します。
- その他、現場条件に応じた項目を追加することができる。

※所有者が法人である場合は、その主たる事業所の所在地、名称、代表者を記載して下さい。

## 標識立面図 S=1:15



## ① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

才 指定消防水利は、規則34の2の規定により、同規則別表第1の4に定める標識を3.4図3により掲げなければならない。

- 備考
- 1 色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし、原則として反射塗料を用いるものとする。
  - 2 標示板を図示の取付け方によって取り付けることが著しく困難又は不適当であるときは、他の方法によることができる。

その他

- 1 標識の基礎は、風荷重等の計算を行い安全が確保できる寸法にすること。
- 2 規定されていない標識板等の仕様は、消火栓標識または防火水槽標識の標準図を準用することができる。

3 単位はmmとする。

3.4 図 3 消防水利標識参考図

## ① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

- 力 指定消防水利を維持管理するものは、常時使用可能な状態に置くため、点検及び修繕を行わなければならない。
- キ 警防部警防課長は、エの承諾書を收受したときは、関係する図面を添付し、開発区域を管轄する署長に送付するものとする。

### 3.5 消防水利標識

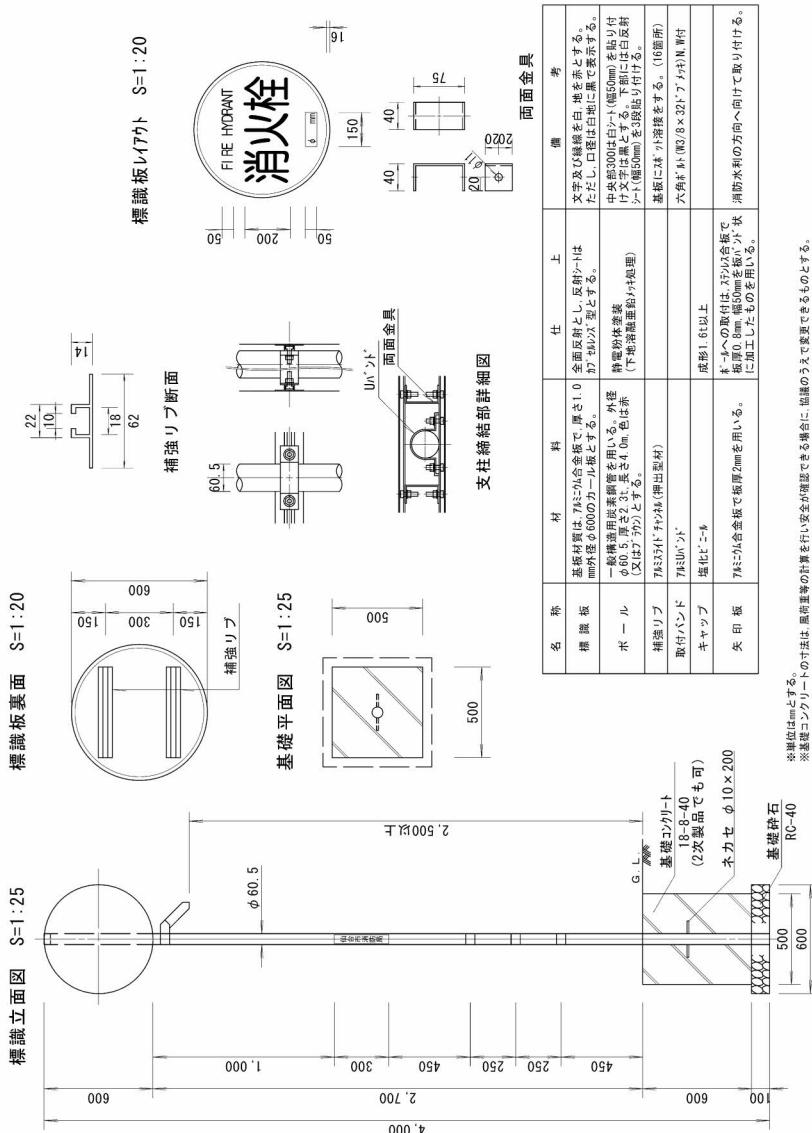
#### (1) 消火栓

- ア 消火栓標識は、3.5図1又は3.5図2に基づき設置しなければならない。この場合において、支柱色の赤又は茶は申請者が選択することができる。
- イ 位置は、次の(ア)から(エ)に適合しなければならない。
- (ア) 消火栓鉄蓋中央部から2m以内に設置すること。ただし、設置場所の状況等により5m以内に設置することができる。
- (イ) 植樹帯、宅地相互の境界の道路上又は歩道上に設置すること。
- (ウ) 歩道上の標識板は、3.5図1に基づき道路に対し垂直に2枚取付けすること。
- (エ) 車道上の標識板は、3.5図2に基づき道路に対し水平に1枚取付けること。

#### (2) 防火水槽

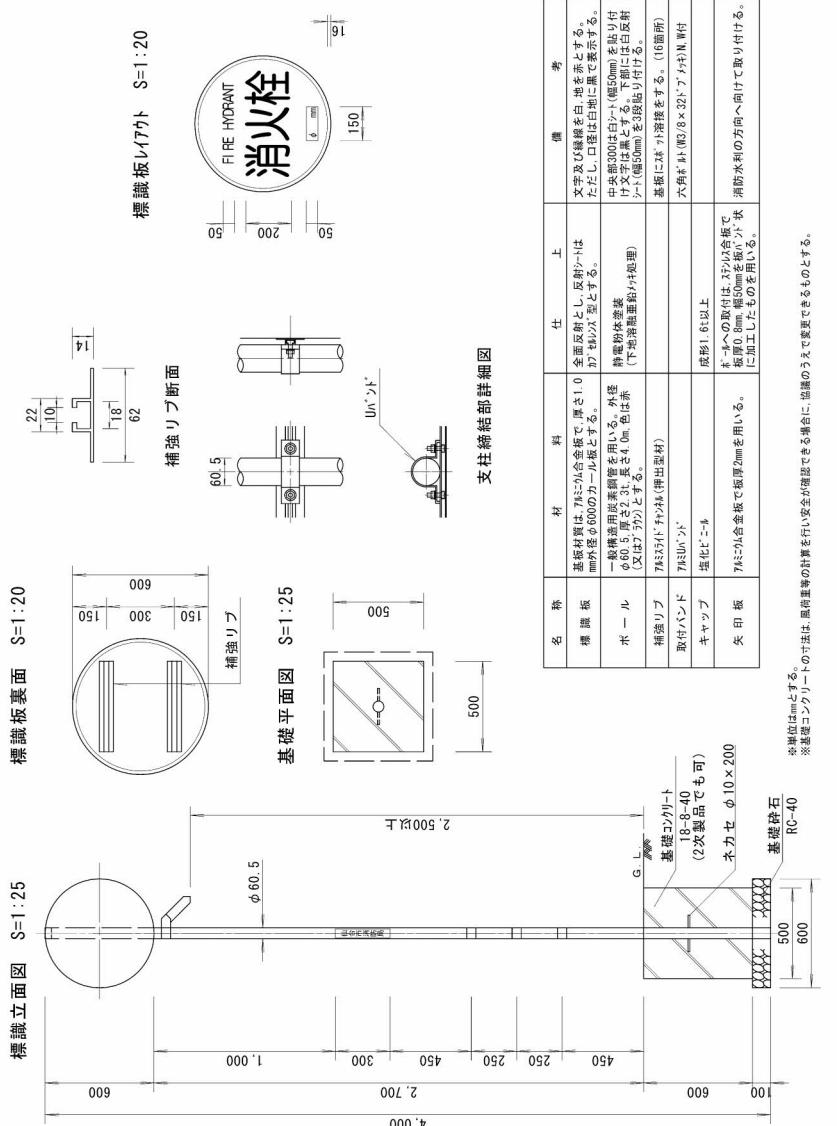
- ア 防火水槽標識は、3.5図3に基づき設置しなければならない。この場合において、支柱色の赤又は茶は申請者が選択することができる。
- イ 位置は、次の(ア)から(ウ)に適合しなければならない。
- (ア) 吸管投入口中央部から5m以内に設置すること。ただし、設置場所の状況等により5mを超えて設置することができる。
- (イ) 道路上には、設置しないこと。
- (ウ) 標識板は、道路に対し水平に1枚取付けること。

① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

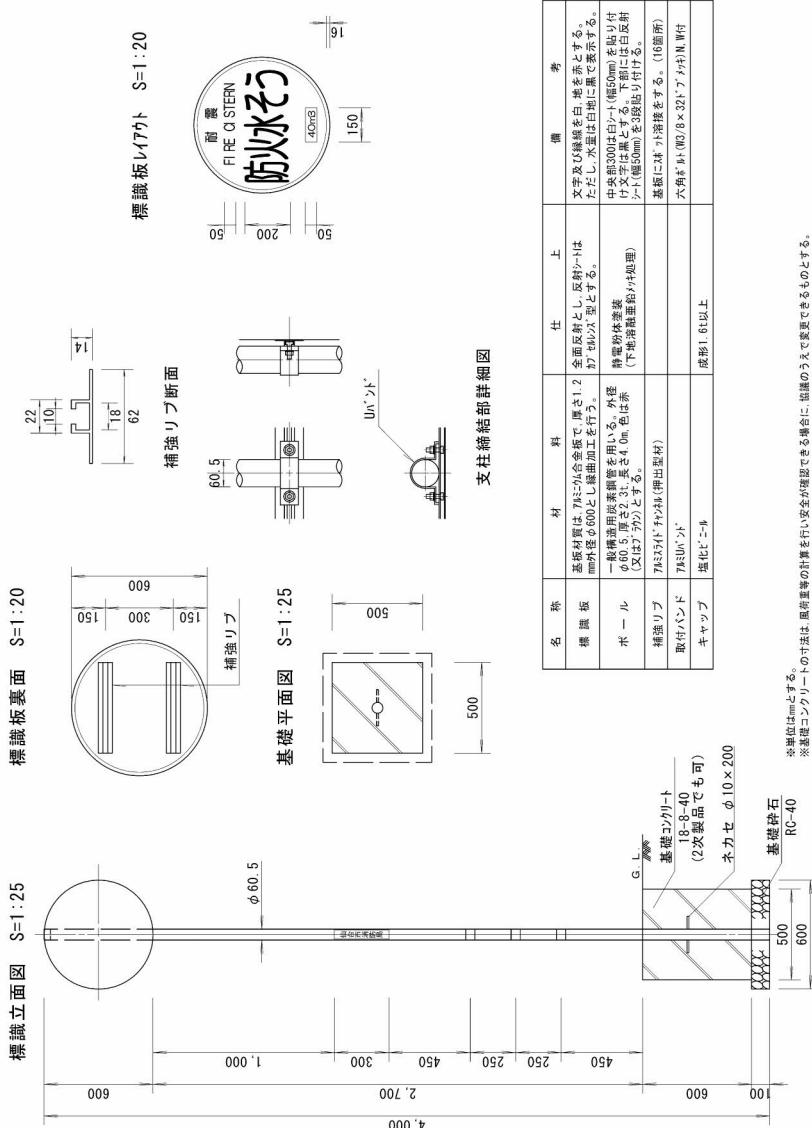


3.5 図1 消火栓標識標準図 標識板2枚（歩道）

## II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準



1 II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準



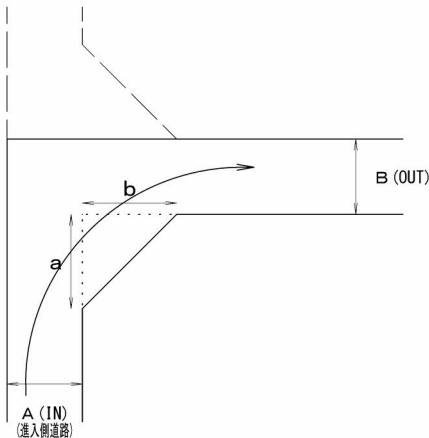
3.5 図3 防火水槽標識標準図 標識板 1枚

### 3.6 はしご車

- (1) 開発区域の予定建築物及び中高層建築物には、進入路等を設置しなければならない。なお、高層建築物（地盤面からの高さが31mを超える建築物又は地階を除く階数が11以上の建築物をいう。）については、消防局長が別に定める基準も適用する。
- (2) 進入路等は、開発区域内又は中高層建築物の敷地内に確保しなければならない。ただし、進入路を経ることなく部署位置を開発区域外又は中高層建築物の敷地外の道路等で確保できる場合は、この限りでない。
- (3) 進入路は、次のアからケに適合しなければならない。
- ア 進入の妨げとなる門、扉、電柱、架線、植栽、看板等の障害物が存しないこと。ただし、容易に移動できるものにあっては、この限りでない。
  - イ 平面駐車場（駐車区画線のみの駐車場）が存しないこと。
  - ウ 進入路幅員及び進入路出入口幅員は、6m以上とすること。
  - エ 段差は、10cm未満とすること。
  - オ はしご車荷重25tに耐えられること。
  - カ 縦断勾配が変化する場合は、縦曲線を設けるものとし、曲線長は14m以上確保すること。
  - キ 勾配は、15%未満とすること。
  - ク 隅切りは、3.6図1に基づくものとすること。ただし、部署位置に進入路と併せ退出路を設け、はしご車を後退させることなく予定建築物から道路（道路法3）まで戻れる場合には、隅切り寸法を緩和することができる。
  - ケ 進入路の一部又は全部がトンネル状（上空工作物を含む。）の場合、その高さは4.5m以上とすること。
- (4) 部署位置は、次のアからキに適合しなければならない。
- ア 部署位置の大きさは、予定建築物の非常用の進入口（建基令126の6）および非常用の進入口に代わる窓その他の開口部（同条(2)）（以下「非常用進入口等」という。）のある面と並行あるいは垂直に、長さ14m以上、幅6m以上とすること。
  - イ 部署位置の設定箇所は、非常用進入口等毎又は開放廊下若しくはバルコニーの主要部分に確保すること。
  - ウ 部署位置及びその周辺の上空には、架線、看板等の障害物が存せず、はしご等の起立、旋回、伸長のための必要な空間が確保できること。

① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

- エ はしご車の水平使用範囲は、予定建築物における非常用進入口等の着梯箇所が3.6図2の着梯有効範囲内であること。
- オ 地盤及び地下埋設物等は、はしご車荷重25tに耐えられること。
- カ 部署位置内には段差がないこと。
- キ 勾配は、8%以下とすること。



隅切り表

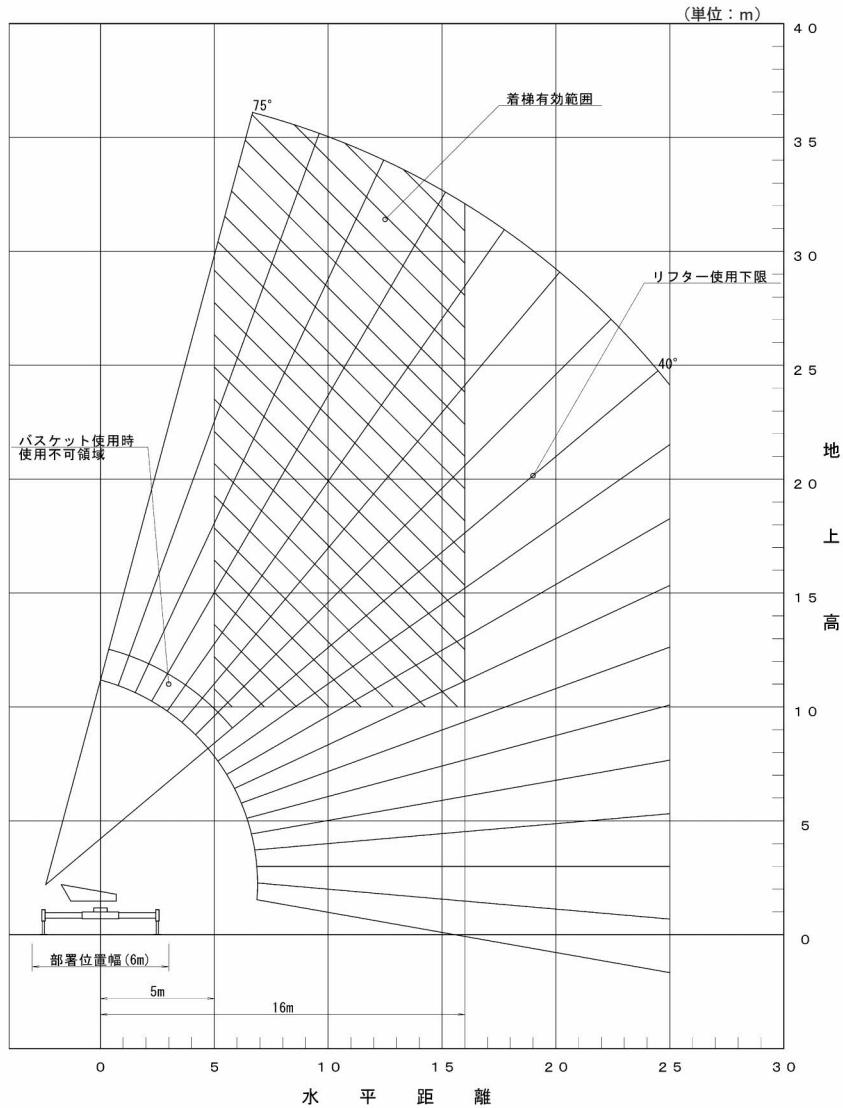
B幅員(OUT) A幅員(IN)	6	7	8	9
6	5.0×5.0	4.5×2.5	3.5×2.0	2.5×1.5
7	2.5×4.5	1.0×1.0		
8	2.0×3.5		(a × b)	
9	1.5×2.5			(単位:m)

備考

- 道路の交差角が90°の場合の表である。  
90°より小さい（鋭角な）場合には、個別に協議するものとする。
- 上表によることができない場合は、個別に協議するものとする。
- B幅員が6m未満は、はしご車が進入できないため認められない。
- 表は平成29年12月1日現在仙台市消防局が保有するはしご付消防自動車を基に、「旋回軌跡による隅角部の設計について」に準じて作成したものである。

3.6 図1

① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準



注意 この図は参考図であり部署位置を設定する際の目安である。

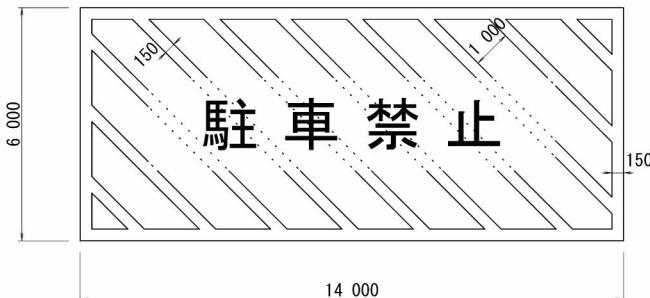
よって、詳細は個別に協議するものとする。

3.6 図2 はしご車使用範囲図（参考図）

## ① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

(5) 消防活動用空地の路面には、路面表示又は同等の効果を得られる表示を3.6図3又は3.6図4により行うものとする。ただし、道路を消防活動用空地として利用する場合は、この限りでない。

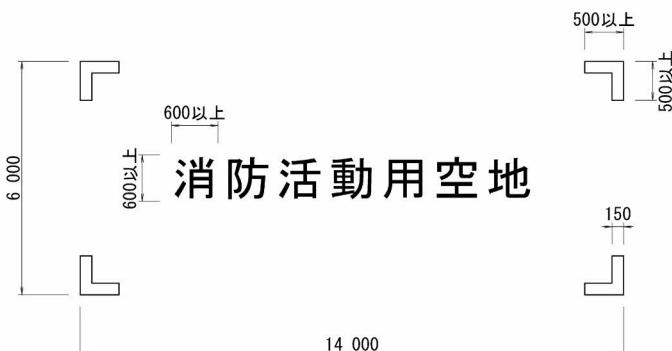
(6) 開発区域を管轄する署長は、開発行為にかかわらないはしご車の活動に関する指導について、建築物の避難上有効な施設等が設けられる場合は、この節の基準によらないものとすることができる。



### 備考

- 1 単位：mm
- 2 区画線は白色塗装とする。（文字の有無は申請者が選択することができる。）
- 3 文字の大きさ及び向きは任意とする。

3.6 図3



### 備考

- 1 単位：mm
- 2 区画線は黄色塗装とする。（文字は黄色が望ましい。）
- 3 文字の向きは任意とする。
- 4 アスファルト舗装又はコンクリート舗装以外で、区画線等の施工が困難な場合は、鉄打ち（コーナー及び2 m毎に1箇所）とする。

3.6 図4

## ① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

### 3.7 開発行為事前協議図書の内容及び処理

- (1) 申請者から提出された開発行為事前協議図書（以下「協議図書」という。）は、3.7様式1の受付処理票により処理するものとする。
- (2) 開発事前協議において指導事項がある場合は、その内容を別紙として処理するものとする。
- (3) 協議図書はファイル等によるA4判（折）左綴じとし、その背表紙及び表紙に開発行為申請地及び申請者をそれぞれ記載するものとする。
- (4) 消防水利設置位置図
  - ア 消火栓、防火水槽及び消防水利標識の設置位置は、給水施設計画平面図又は土地利用計画図のいずれかに明示しなければならない。
  - イ 前アの平面図には、設置位置と併せ消防水利の基準第4条に基づく包含範囲を消火栓は赤、防火水槽は青で表示しなければならない。
  - ウ 協議図書には、設置予定の防火水槽及び消防水利標識の構造図又は仕様書（必要に応じて構造計算書）を添付しなければならない。
- (5) はしご車関係位置図
  - ア はしご車の進入路及び部署位置は、造成計画平面図（必要に応じて造成計画断面図）に明示し、幅員及び勾配をそれぞれ記載しなければならない。
  - イ 前アの進入路は黄色、部署位置は、茶色で明示しなければならない。
  - ウ 協議図書には、予定建築物の非常用進入口等を明示した立面図等を添付しなければならない。
  - エ 前ア及びウの図面は、協議図書の他に1部提出しなければならない。
  - オ 警防部警防課長は、前エの図面の1部について開発区域を管轄する署長に送付するものとする。

### 3.7 様式 1

年度 開発行為事前協議図書受付処理票

番号	受付年月日	決裁年月日	回答年月日	受領者	開発行為場所	申請者氏名又は事業者名	開発面積(m <sup>2</sup> )	水槽	栓	梯子	用途	変更協議
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												

※ 1 受領者は印又はサインで処理 2 水槽は防火水槽、栓は消火栓を指し、それぞれの欄に指導基数を記入  
 3 梯子欄には予定建築物の階数を記入  
 4 変更協議は回答日付その他必要事項を記入

### 3.8 検査

- (1) 検査は、指導したすべての消防施設を対象とする。ただし、次のアとイにより検査できない消防施設がある場合には、3.8様式1の経過報告書を提出することで、検査の対象から除くことができる。
- ア 防火水槽において、予定建築物等と一体となる構造で、検査時に完成していないもの。
- イ はしご車の進入路等において、検査時に予定建築物等が完成していないもの。
- (2) 検査図書は、次のアからセの図書をそれぞれとりまとめて1部提出しなければならない。この場合において、はしご車進入路等に係る図書については、それ以外に1部提出しなければならない。
- ア 位置図
- イ 土地利用計画図
- ウ 消火栓位置図（消火栓及び標識位置を、給水施設計画平面図に主要地点（境界杭、電柱、門等）2箇所から距離（m）で明示したもの）
- エ 防火水槽位置図（防火水槽位置を給水施設計画平面図又は土地利用計画図に明示したもの）
- オ 防火水槽詳細位置図（公園（計画）図、緑地（詳細）図、緑道（詳細）図、専用用地図等の設置場所の詳細図に防火水槽本体の埋設位置（鉄蓋位置を含む。）を主要地点2箇所から距離（m）で明示したもの）
- カ 防火水槽構造図（認定品は本体寸法、基礎、土かぶり等の関係図、現場打は構造関係図すべて）
- キ 消防水利標識仕様書
- ク 防火水槽工程写真（それぞれの設置場所毎撮影したもの）
- ケ 水張検査報告書（3.8様式2又は3.8様式3）
- コ 認定証（（一財）日本消防設備安全センター発行）
- サ 防火水槽保証書（施工者とメーカーの連名で完成後10年間保証）
- シ 消防水利標識工程写真（完成写真については各箇所必要、工事写真については1枚標識板、2枚標識板それぞれ代表1箇所）
- ス はしご車進入路等に係る図書は、事前協議図書のはしご車関係位置図に、出来形を朱書きしたものとする。
- セ 用地に係る図書は、別に指示するものとする。
- (3) 中間検査においては、前(2)アからセのうち消防局が指示した図書を提示しなければならない。

① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

3.8 様式1

経過報告書

(あて先) 仙台市消防局長

事前協議願出人

住所

氏名

年　　月　　日に事前協議が成立した下記の開発行為において、検査できない消防施設がありますので、開発行為指導等に係る消防施設指導基準第37条の規定に基づき経過報告書を提出します。

記

1 開発区域に含まれる地域の名称

仙台市　　区

2 検査できない消防施設

- ・防火水槽および消防水利標識
- ・はしご車の進入路等

3 検査できない理由

(例1) 建物内に整備する消防用水ピットに、開発行為で必要な貯水容量(40t)を付加して整備するが、建築工事が完了しないため検査を受けられません。

(例2) 開発行為の工事完了後、建築工事に着手するため検査を受けられません。

4 今後の対応予定

(例1) ○年×月頃に建築工事が完了する予定です。完了が近づきましたら、消防局警防課へ検査のお願いをします。

(例2) 建築計画が定まりましたので、関係する協議図面を更新し別紙のとおり提出します。なお、建築工事の完成時期は未定ですので、検査については別途消防局警防課に相談します。

① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

3.8 樣式2

水張検査報告書 (認定品用)

年 月 日

開発行為場所

施行業者

- 1 設置場所 No. 防火水槽  
2 設置方式 ① 地下式 ② 地上式 メーカー名：  
3 タイプ ① コンクリート製 ② 鋼製 ③ F R P 製  
4 貯水容量 ① 40m<sup>3</sup> ② 100m<sup>3</sup> ③ m<sup>3</sup>  
5 測定結果

経過日数	測定日数	調査月日	調査時間	天候	水位までの下がり(cm)	測定基準日との水位差(cm)	摘要
水張完了日	—	月 日	時 分			—	
日目	測定基準日	月 日	時 分			± 0	
日目	1日目	月 日	時 分			± —	調査開始日
日目	2日目	月 日	時 分			± —	
日目	3日目	月 日	時 分			± —	
日目	4日目	月 日	時 分			± —	
日目	5日目	月 日	時 分			± —	
日目	6日目	月 日	時 分			± —	
日目	7日目	月 日	時 分			± —	調査終了日

記入要領

- 1 マンホール蓋受枠の下から15cm下がりまで給水すること。
- 2-1 コンクリート製品の測定は、水張完了後7日目を測定基準日とすること。
- 2-2 コンクリート製品以外の測定は、水張完了の翌日を測定基準日とすること。
- 3 測定期間は、測定基準日から7日間測定すること。
- 4 測定方法は、マンホール蓋受枠の下から水位の表面までの距離を測ること。
- 5 測定は毎日同一時刻とし、写真管理をすること。
- 6 摘要是、天候及び測定状況において特記すべきことがある場合に記入すること。  
また、雨天時は雨水流入の防止に努めること。
- 7 測定結果において、明らかに漏水が原因で減水が認められた場合は、その時点  
で測定を中止し、消防局警防部警防課へ報告すること。

① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

3.8 様式3

水張検査報告書 (現場打用)

年 月 日

開発行為場所

施行業者

No. 防火水槽 (現場打)

月日時	天候	水位(センチ)	水位差(センチ)	摘要
			± 0	水張り完了日
			+ -	10日目
			+ -	20日目
			+ -	30日目(終了日)

No. 防火水槽 (現場打)

月日時	天候	水位(センチ)	水位差(センチ)	摘要
			± 0	水張り完了日
			+ -	10日目
			+ -	20日目
			+ -	30日目(終了日)

記入要領

- 1 マンホール蓋受枠の下から15cm下がりまで給水すること。
- 2 測定期間は、水張り完了日を測定基準日とし、10日間隔で30日間測定すること。
- 3 測定方法は、マンホール蓋受枠の下から水位の表面までの距離を測ること。
- 4 土は○で囲むこと。
- 5 測定期間は、同一時刻とし、写真管理をすること。
- 6 測定防火水槽のNo.を明示した位置図を添付すること。
- 7 測定結果において、明らかに漏水が原因で減水が認められた場合は、その時点  
で測定を中止し、消防局警防部警防課へ報告すること。

## ① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

### (4) 消火栓

ア 構造上の主要な検査は、水道局開発行為指導主管課が行うものとする。

イ 消防局が行う検査は、3.8別表1の各項目に従い行うものとする。

### (5) 防火水槽

ア 検査は、3.8別表2の各項目に従い行うものとする。なお、防火水槽本体については、中間検査を行うものとする。

3.8 別表1

番号	消　火　栓　検　査　項　目
1	設置位置の適否
2	鉄蓋の錆、汚れ及びガタつきの有無
3	通水状況の確認
4	初期水圧の適否
5	水抜栓の動作状況の適否
6	消火栓室の水抜け状況の適否

3.8 別表2

番号	防　火　水　槽　検　査　項　目
	【主に中間検査】
1	クラック、小穴、気泡の有無
2	本体接合シーリング材張付けの適否
3	本体とピットとの接合部の適否及び漏水の有無
4	ピットの仕上げの適否
5	内面仕上げの適否（凸凹等）
6	内面寸法の適否（実測する）
7	防水処理（一般にセリノール）のムラの有無（製品によっては無い場合もある）
8	タラップ取付け部分の防水処理の適否
9	鉄蓋の錆、汚れの有無
10	鉄蓋の高さ調整リングの有無、枠止めコンクリートの有無及びその仕上げの適否
11	個別認定証票番号シールの有無（認定品に限る）
12	工程写真の適否 (着工から竣工まで防火水槽毎の撮影地点がほぼ統一されているか確認) ※コンクリート二次製品においては、縦縫緊張状況を確認 ※コンクリート二次製品においては、グラウト注入状況を確認 ※埋戻し状況（各層の厚さは30センチメートル以下）を確認 【私設防火水槽の場合】
13	標示板設置位置及び記載内容の適否
14	路面表示の有無及び適否

## ① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

	【専用用地の場合】
15	用地面積の適否（実測する）及び境界杭の有無
16	メッシュフェンス等及び草木等の繁茂防止対策の有無及び適否
17	車止その他車両進入止の有無及び適否
	【現場打ち防火水槽等の場合（中間検査）】
18	基礎（配筋、コンクリート）の適否（寸法、強度等）
19	躯体（配筋、コンクリート）の適否（寸法、強度等）

※ 現場打ち防火水槽等の場合、特に防水処理を含む内面仕上げについて詳細にわたって検査を行う必要がある。

- イ 水張検査は、中間検査終了後申請者が、3.8様式2又は3.8様式3に基づき行わなければならない。この場合において、水張りは申請者が行わなければならない。
- ウ 中間検査は、3.8別表2の各項目に従い行うものとする。
- (6) 標識の検査は、3.8別表3の各項目に従い行うものとする。
- (7) 検査は、3.8別表4の各項目に従い行うものとする。なお、必要ある場合はしご車を配置して行うものとする。

3.8 別表3

番号	消防水利標識検査項目
1	設置位置の適否
2	基礎寸法（写真により確認）の適否
3	支柱高4m（写真により確認）、設置高2.7mの適否
4	標識板直径600mmの適否
5	支柱材質の適否
6	支柱、標識のキズの有無
7	標示内容の適否（消火栓、耐震性防火水槽、消防水利）
8	配管口径標示の有無（給水施設計画図の配管口径で確認）
9	防火水槽容量標示の有無
10	反射シート及び管理者シート貼付の有無
11	工程写真的適否
12	その他仕様書に基づく標識及び工事の確認

3.8 別表4

番号	はしご車の進入路等検査項目
	【進入路】
1	障害物（門、扉、架線、駐車場等）の有無
2	進入路の幅員の適否（実測する）

## ① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

3	段差の有無及び適否
4	勾配の適否（必要に応じて測量結果の提出を求める）
5	隅切り寸法の適否（実測する）
【部署位置】	
6	空地寸法の適否（実測する）
7	設定箇所の適否（非常用進入口等へ着梯できる位置か確認）
8	上空及び周辺の障害物の有無
9	段差の有無
10	勾配の適否（必要に応じて測量結果の提出を求める）
11	路面表示の有無及び適否

- (8) 検査時における各指摘事項のは正確認は、再検査により行うものとする。  
ただし、軽微な指摘事項は、は正前及びは正後の状況を撮影した写真により  
は正の確認を行なうことができる。

### 3.9 帰属図書等

- (1) 申請者は、完成検査合格後速やかに3.9様式1の引継書を提出するもの  
とする。
- (2) 帰属図書の提出について指示があった場合は、ファイル等によるA4判  
(折)左綴じとし、その背表紙及び表紙の末尾に帰属図書である旨を記載し、  
開発行為申請地及び申請者並びに提出年月をそれぞれ記載するものとする。
- (3) 帰属図書は、3.8(2)アからセのうち指示された図書をそれぞれとりまと  
めて提出しなければならない。
- (4) 消防局長は、引継書が提出された場合は、3.9様式2の受入書を申請者  
に交付しなければならない。

① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

3.9 様式1

引 繙 書

年 月 日

仙台市長 様

住 所

名 称

氏 名

開発行為指導等に係る消防施設指導基準（平成4年5月1日消防局長決裁）第3条の規定に基づき、下記新設公共施設の帰属をお願いします。

記

1 開発区域の所在地または団地名

2 帰属の対象となる消防水利施設

防火水槽 ( m<sup>3</sup>級) 基

水利標識 (防火水槽) 基

水利標識 (消火栓) 基

3 帰属の対象となる不動産の表示

別紙のとおり

4 添付図書

位置図、土地利用計画図

※（これ以降は）削除して印刷すること

検査時に提出しているため、その他の書類は指示があった場合に提出

① II 第3 開発行為指導等に係る消防施設指導基準

3.9 様式2

様	年 月 日	
仙台市長		
受 入 書		
年 月 日引継ぎのあった消防水利施設について、下記のとおり受け入れいたしました。		
記		
1 開発区域の名称 仙台市 区		
2 物件の種類 引継用地 防火水槽専用用地 ( 箇所 )		
(1)	区	平方メートル
(2)	区	平方メートル
(3)	区	平方メートル
引継物件 (1) 製 立方級防火水槽 基		
(2) 消防水利標識 基		
3 添付書類 用地 位置図 土地利用計画図 求積図 公図写 土地登記簿謄本 登記承諾書 印鑑証明書 寄付証書 水槽及び標識 配置図 設計図及び仕様書 工程写真		